

会議録

会議の名称	令和4年度第1回東松山市障害者差別解消支援地域協議会					
開催日時	令和5年1月23日（月曜日）			開会	午後2時	
				閉会	午後3時50分	
開催場所	東松山市総合会館総合会館303会議室					
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 障害者差別解消法の改正について (2) 令和4年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等 4 その他					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		0人	
委員出欠状況	座長	濱畑 芳和	出	委員	澤井 太二郎	出
	委員	木村 孝	出	委員	小谷野 貴久	出
	委員	森 博史	出	委員	新井 弘明	欠
	委員	久保田 慶一	出	委員	安間 江身子	出
	委員	田中 恵美	出	委員	酒井 久枝	出
	委員	吉野 和恵	出	委員	篠原 輝義	出
	委員	松坂 喜浩	出			
事務局	健康福祉部 今村部長			健康福祉部 高荷次長		
	障害者福祉課 田島課長			障害者福祉課 成川主幹		
	障害者福祉課 谷口主任					

次 第	顛 末
<p>1 開会</p> <p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p> <p>2 挨拶</p> <p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p> <p>健康福祉部 今村部長</p> <p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p> <p>事務局 (障害者福祉課 谷口主任)</p> <p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>本日は公私とも大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、令和4年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、障害者福祉課長の田島でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>開会に当たり、1点皆さんにお願いがございます。</p> <p>本会議につきましては、事前にお配りした次第により進めさせていただきます。本日、聴覚障害のある酒井委員にご参加いただいております。手話通訳者を配置しておりますが、発言の際には心持ちゆっくりお話しいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、今村健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>— 挨拶 —</p> <p>続きまして、委員の出席状況について、ご報告申し上げます。 13名の委員のうち本日出席委員は12名となっております。 お手元に委員の名簿が配布されておりますが、高齢介護課長の新井委員については、所用により欠席となります。 続いて、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>— 資料確認 —</p> <p>この協議会は、平成28年4月1日の障害者差別解消法施行に合わせて設置したもので、今年度より委員の任期が更新され、参加者の変更もがございますので、改めて皆さんの自己紹介をお願いしたいと存じます。 では、名簿の順に従いまして、木村委員からお願いいたします。</p> <p>— 参加者自己紹介 —</p>

<p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、事務局の紹介を行います。</p> <p>— 事務局自己紹介 —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>本日の会議の会議録作成にあたり、出席委員2名に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましては、木村委員と澤井委員をお願いいたします。</p> <p>後日、会議録ができましたら事務局よりご連絡を申し上げますのでご署名をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「議事」に入る前に座長を選出させていただきたいと存じます。議事につきましては、東松山市障害者差別解消支援地域協議会開催要綱第4条第1項により、座長が進行を務めることとなっております。</p> <p>委員の改選に伴いまして、座長を選出させていただきたいのですが、このことにつきましてお考えはございますか。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>これまで濱畑委員に座長を務めていただいておりますので、今回も濱畑委員を座長に推薦します。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>このことについて、ご意見はございますか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>それでは、濱畑委員をお願いしたいと存じます。 濱畑座長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>— 挨拶 —</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、濱畑座長、議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>議事に入る前に確認事項がございます。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では公開・非公開の決定を会に諮って決めることになっております。公開の場合、傍聴希望者がいらっしゃれば、傍聴いただくこととなります。事務局にお伺いいたします。本日の会議に傍聴希望者は</p>

	いらっしゃいますか。
事務局 (障害者福祉課 谷口主任)	いらっしゃいません。
濱畑座長	傍聴希望者はいらっしゃいませんが、本日の会議を公開の会議とし、会議資料や会議録を公表してよろしいでしょうか。
委員一同	— 異議なし —
3 議事	
濱畑座長	それでは、本日の会議を公開とし、議事に移ります。 議題(1)「障害者差別解消法の改正について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (障害者福祉課 谷口主任)	— 障害者差別解消法の改正について説明 —
濱畑座長	ただいま事務局より説明がございました。このことについてご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。
委員一同	— 質問・意見なし —
濱畑座長	ないようですので、議題(2)「令和4年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等」事務局から説明をお願いします。
事務局 (障害者福祉課 谷口主任)	— 令和4年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等について説明 —
濱畑座長	ただいま事務局より説明がございました。このことについてご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。
篠原委員	差別に関する相談状況②について、相談者と事業者の言い分が異なっていますが、事業所からの聞き取り後、相談者にはその結果を伝えているのでしょうか。
事務局	相談者には、聞き取り結果が異なっていることは伝えていませんが、

<p>(障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>事業者に聞き取りを実施し、障害者差別解消法や合理的配慮について説明後、今後同じようなことが無いように厳しく指導した旨を伝えました。また、同じようなことが起った場合は、当課に報告してほしいことも伝え、相談者には了承をいただきました。今後同じことが起こり、さらに聞き取り結果も双方で異なった場合は、何かしらの処置を講じる必要があると考えます。市としては、今後、第三者からの聞き取りなども含め、客観的な根拠に基づいて、相談者及び事業者に適切な対応を取っていきます。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>相談者は事業者からかなりきつい発言をされています。本当にそのようなことを発言されているのであれば、とてもひどいです。相談窓口である障害者福祉課としては、双方に確認した上で、はっきりさせたほうが良かったのではないかと思います。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 田島課長)</p>	<p>運送業界では、運転者不足や人材がなかなか定着せず、社員の教育が難しいと聞いています。乗務員がこのような発言をしているのであれば、資質を疑われる対応だと思います。今後、機会をみて、事業者に話をしたり、相談者にも適切な対応を行うことを伝えていきたいと思っています。</p>
<p>松坂委員</p>	<p>東松山市内ではなく、他市町村で起こった事例を紹介します。送迎車に関する事で、乗車されたのは女性になります。乗務員が本人に代わり、何度かシートベルトを装着していました。その後、女性から乗務員にセクハラをされたと訴えがあり、女性から警察署に被害届が提出されました。シートベルトを装着する際に、どうしても身体に触れてしまうこともありましたが、車内カメラが設置されていなかったため、事実確認をする証拠がありませんでした。このことについて、乗務員は悩み、私にも相談がありました。結局、訴えは取下げられませんでした。私からは配慮を徹底するべきとお伝えいたしました。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>特に障害のある人の送迎になると、より安全に送迎する必要があります。車椅子に移乗させてリフトで乗車することもあります。そのときにはどうしても身体接触が生じてしまいます。そこで配慮が行き届かないとこのようなケースになるということだと思います。松坂委員からの情報提供については、事実関係が不明なため、意見は申し上げられませんが、セクシャルハラスメントは、被害を受けた人が訴えた場合、基本的には本人が不快に感じたことを起点に、事実関係の確認や対処を進めていくこととなります。しかし、水掛け論になることもありますので、対応については徹底していく必要があります。一方、身体に触れてはいけないという指導になると、相談事例②のような「自分で立て」という対応になってしまいます。社員教育を徹底していただきたいと思っています。</p>

送迎車に関する人材確保は非常に困難であり、入れ替わりは激しいと聞いています。そのような状況から定着率が低い職種になっています。背景には待遇の問題もあるかと思えます。福祉運送の待遇改善等も含めて、送迎担当の職員が定着する取組を行わないと、対応ができる資質を持った人に応募してもらえなくなるのではという印象を持ちました。

また、資料9頁の「①障害を理由とする差別に関する相談状況」のとおり、これまで相談件数は0件でしたが、今年度は2件ありました。事業者が否認しているケースは今回が初めてだと思います。市としては、今回は、今後の対応を事業者に注意喚起するとしました。資料17頁の障害者差別解消法第8条では、事業者における障害を理由とする差別の禁止を定めており、これに対応するものとして、第12条では、事業者を所管する官庁が必要であると認めたときは、事業者に対して報告、助言、指導等を行うことができると定められています。市の対応は妥当かと思えますが、今後繰り返し事業所が否認するケースがあれば、報告、指導等を具体的に考えて検討したほうが良いと思います。主務大臣の権限委任については、同法第23条及び第24条にも定められています。

今後、事業者に対する合理的配慮の義務化が進められ、令和6年度には改正障害者差別解消法が施行されます。市では、周知・啓発活動の取組を報告いただきましたが、今後の啓発活動の取組が決まっていれば教えてください。

事務局
(障害者福祉課
田島課長)

今後の取組については、引き続き、市商工会の皆様と連携を図っていきたく考えています。また、市町村向けに県主催の研修会等が開催されますので、内容を確認しながら、事業者や市民向けに周知を図っていきます。当市は、誰もが障害のある人とともに暮らし、差別のない社会を目指していますので、今後も周知を徹底して参ります。

濱畑座長

委員の皆様でそれぞれの持ち場で障害者差別解消法の対応について、取り組んでいることがあれば、発言をお願いいたします。

酒井委員

聴覚障害者会の代表をしています。聴覚障害者はコミュニケーションに大きな課題を抱えています。皆様が把握している情報がすぐに察知できません。聴覚障害についても、状況は様々あり、生まれつき聞こえない人や事故等で聞こえなくなってしまった人などがいます。特に生まれつきの聴覚障害者については、皆様以上に音を知らずに育っています。例えば、学校や家庭でも、聞こえないために自分の意見が言えず、我慢して周りに合わせてしまっている人が多くいます。本協議会に聴覚障害者会として参加して、得た情報は団体でも共有しています。聞こえない人は諦めてしまい、そのことが当たり前になり、自然になっている人が多くいます。そのような人たちの意見を確認するのは難しい状況です。

障害者福祉課という窓口もありますが、それ以外にも発信・受付できる窓口を作っていただきたいです。現在、身体障害者相談員が3名いますが、聴覚障害者の相談員も今後増えれば良いと思います。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合、聞こえない人は連絡する手段を確保することが難しいです。連絡手段は、メールで連絡したり、FAXを送ったりしています。身体が辛いときに文章にして、まとめて伝えることは難しいです。アドバイスの内容についても具体的ではなく、情報量が少なく感じます。直接的な差別ではないですが、連絡手段の方法や対応してもらっている内容に配慮が足りないと思います。改めて今回の報告を聞いて、振り返りができました。また、コロナ関連として、他の地域では、病院を受診する際に、入室の人数制限をしているところがあります。私たちは、情報保障のために、手話通訳者や要約筆記者等の同席が必要になります。しかし、病院は入室制限をしており、密になることを防ぐために、手話通訳者等の同席ではなく、筆談対応となり、当日一緒に入室できませんでした。そのような報告を聞こえない当事者から報告を受けました。今後、市では障害者差別解消法を周知啓発の取組を行うとのことですが、東松山市手話言語条例が制定されていますので、私たちの手話を周知することを含めて、いつでもどこでもきちんと情報が保障される制度や配慮をしてもらいたいと思います。

電話リレーサービスが2年前に始まり、少しずつ当事者の利用も増えています。本サービスはオペレーターを介して、コミュニケーションを取りますが、通信販売や銀行等でカードの問合せをした際に、本人確認ができないため、対応できないと回答されたことがありました。国で決められているサービスなのに、このような問題が起きています。今後も本サービスの利用が増えていくと思いますが、問題も増えることが懸念されます。聴覚障害者にとって、本サービスは大事な情報保障になっていますので、皆様も含めて問題意識を持ってもらい、対応を一緒に考えてもらいたいと思います。

濱畑座長

他にご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、これで議事を終了し、議長の職を解かせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。

4 その他

事務局
(障害者福祉課
田島課長)

濱畑座長ありがとうございました。続いて次第の4その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。

委員一同

— 特になし —

事務局 (障害者福祉課 田島課長)	以上をもちまして、令和4年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会を閉会させていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議を賜りありがとうございました。
上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。	
令和5年2月21日	署名委員 <u>澤井 太二郎</u>
	署名委員 <u>木村 孝</u>